

基労補発第0314001号

平成19年3月14日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

### 石綿による肺がん事案の事務処理について

石綿による疾病の認定基準については、平成18年2月9日付け基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」（以下「認定基準」という。）により示され、このうち、肺がんについては、認定基準記の第2の2に掲げられているとおり、石綿にばく露したことを示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維）が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることが認定要件の1つとされた。

認定基準では、石綿小体に関して、肺がんの発症リスクを2倍に高める石綿ばく露量として「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」が示されているが、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合にも、肺がん発症リスク2倍と評価されていることから、この期間石綿ばく露作業に従事した労働者の肺内には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露量が想定される場所である。

したがって、石綿小体に係る資料が提出され、乾燥肺重量1g当たり5000本を下回る場合には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露とみることができるかどうか、という観点から、作業内容、頻度、ばく露形態、石綿の種類、肺組織の採取部位等を勘案し、総合的に判断することが必要である。

このため、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」の基準に照らして、石綿小体数が明らかに少ない場合には、本省あて照会されたい。